


監修

 弁護士法人AO

名称 弁護士法人AO

所在地 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-2-10 虎ノ門桜田通ビル3階

代表弁護士 大橋正崇(第一東京弁護士会)

取扱業務 ○法人のお客様向け  
顧問契約、契約法務、人事労務、企業間紛争、新規事業  
○個人のお客様向け  
離婚男女問題、不貞慰謝料、交通事故、債務整理、  
行政事件、刑事事件

お問い合わせ

 **03-6811-2367**

※ 月～金(土・日・祝日を除く) 9:00～18:00

相談料無料 **0円**  
ご相談は何度でも無料

着手金無料 **0円**  
ご依頼時の着手金は無料

ご本人負担 **0円**  
弁護士特約ご使用の場合

知って  
お得!



交通事故被害に  
遭われた方へ

弁護士費用の負担なしで  
賠償額を増やせるかも!?



弁護士法人AOが、あなたに代わって  
保険会社や加害者と交渉を行ない、  
最大限の賠償金額を受けられるようにサポートいたします。



## 目次

- 事務所紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 弁護士特約について・・・・・・・・ 4
- 交通事故発生から解決までの流れ・・・ 6
- 入通院の治療費について・・・・・・・・ 8
- 後遺障害が残ってしまった場合の..... 9  
慰謝料について
- Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 事務所紹介

### 交通事故被害者が正当な賠償を受けられるように

交通事故にあうと、これまでの生活が一変します。

治療のために仕事を休まなければならなくなり、その期間の収入が減ってしまう方はとても多くいます。それだけではありません。ケガの後遺症が残ってしまうと、これまで当たり前に行っていたことができなくなってしまう可能性だってあります。

それだけ人生が大きく変わってしまう交通事故被害ですが、被害者に対する賠償は、保険会社独自の基準で決定され、十分であるとは言えません。

しかし、提示された金額が妥当なものなのか、被害者が判断することは極めて困難です。対応しなれている保険会社が言うのだから、これが妥当な金額なのだろうと思って示談に応じてしまうケースや、医師や保険会社にご自身の症状をうまく説明できずに本来認められるべき症状よりも軽い症状で賠償金が決まってしまうケースが散見されます。

事故の傷跡や後遺症を抱えて生きていくのは被害者です。

我々は弁護士として、ひとりでも多くの被害者に本来受けるべき正当な賠償を受けてほしいとの思いからこの冊子を作成しました。

少しでも弁護士という存在が身近に感じていただければ幸いです。



## 弁護士特約について

### 弁護士費用を保険でカバーできる特約です。

交通事故被害にあい、弁護士に依頼したときの相談料や示談交渉・訴訟費用などの費用が補償されるのが弁護士特約です。最大300万円まで補償されるものが多く、これにより、ほとんどのケースで弁護士費用を全額カバーできます。

もらい事故のように被害者に全く過失がない場合、被害者側の保険会社は代わりに相手の保険会社等と交渉することができず、被害者本人が治療をしながら自分で交渉をしなければなりません。そのようなケースでは特に費用負担を気にすることなく弁護士へ依頼できる特約は心強い補償といえるでしょう。

### ご自身以外の保険でも使える可能性があります。

使える弁護士特約は、ご自身の自動車保険だけではなく、以下の方の保険が利用できることもあります。

- ☑ 被害者の配偶者・同居家族の保険
- ☑ 事故当時の同乗者の保険
- ☑ 保険契約車両の所有者の保険

さらに、弁護士費用特約が使用できる範囲は広く、自動車保険以外に以下の保険の特約も使える場合があります。

火災保険 医療保険 家財保険 傷害保険



## こんな場合に使えます

■ 保険会社から自分に過失がない事故は代理で交渉をすることができないと言われてしまい困っているので、手続きを弁護士に依頼したい。



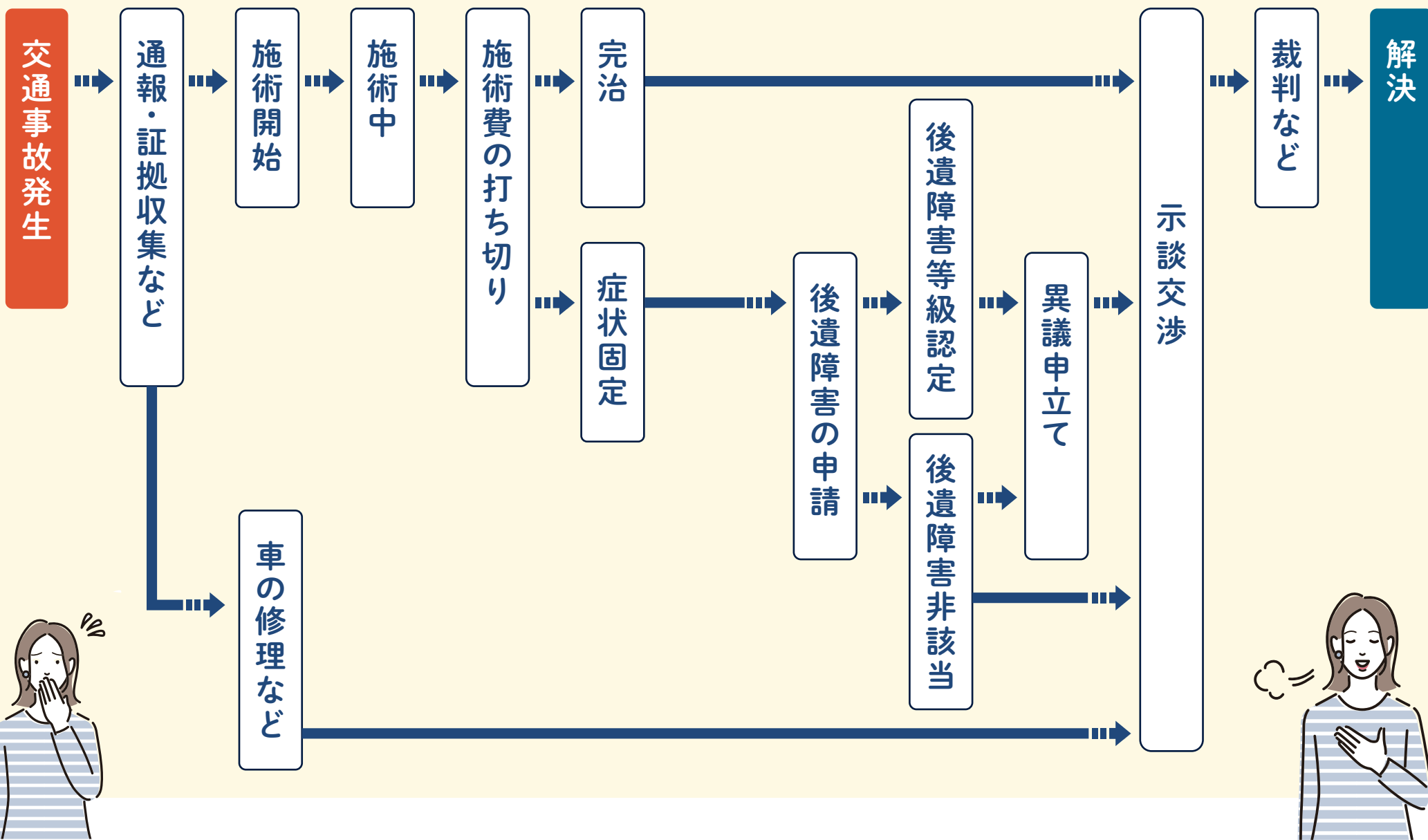
■ 相手の保険会社の提示額が少ないような気がするので、増額ができないか弁護士に相談したい。



■ 治療に集中したいので、相手側とのやり取りを弁護士に任せたい。



交通事故発生から解決までの流れ



## 入通院の治療費について

弁護士は、交通事故によって被害者がケガを負った場合2種類の表によって入通院の慰謝料を算出します。下記は、むち打ち症や軽傷の場合の算出方法の表です。縦軸が通院日数、横軸が入院日数となっており、ご自身のそれぞれの治療日数の交差するマスが入通院慰謝料の金額となります。

例えば、入院が1か月、通院が6か月だった場合、113万円が入通院慰謝料となります。

(単位:万円)

入院 通院	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
0月		35	66	92	116	135	152
1月	19	52	83	106	128	145	160
2月	36	69	97	118	138	153	166
3月	53	83	109	128	146	159	172
4月	67	95	119	136	152	165	176
5月	79	105	127	142	158	169	180
6月	89	113	133	148	162	173	182
7月	97	119	139	152	166	175	183
8月	103	125	143	156	168	176	184
9月	109	129	147	158	169	177	185
10月	113	133	149	159	170	178	186
11月	117	135	150	160	171	179	187
12月	119	136	151	161	172	180	188

## 後遺障害が残ってしまった場合の慰謝料について

被害者のケガが治療をしても完治せず後遺障害が残ってしまう場合、後遺障害によって生じる精神的苦痛に対して慰謝料を請求することができます。以下の表は、自賠責基準の慰謝料と、裁判基準の慰謝料額の比較表です。

後遺障害等級	自賠責基準	裁判基準
1級・要介護	1,650万円 (※1,600万円)	2,800万円
2級・要介護	1,203万円 (※1,163万円)	2,370万円
1級	1,150万円 (※1,100万円)	2,800万円
2級	998万円 (※958万円)	2,370万円
3級	861万円 (※829万円)	1,990万円
4級	737万円 (※712万円)	1,670万円
5級	618万円 (※599万円)	1,400万円
6級	512万円 (※498万円)	1,180万円
7級	419万円 (※409万円)	1,000万円
8級	331万円 (※324万円)	830万円
9級	249万円 (※245万円)	690万円
10級	190万円 (※187万円)	550万円
11級	136万円 (※135万円)	420万円
12級	94万円 (※93万円)	290万円
13級	57万円 (※57万円)	180万円
14級	32万円 (※32万円)	110万円

※：( )括弧内の数字は、旧基準(令和2年3月31日以前の事故に適用される)です

## Q & A

### 弁護士への依頼に関して、 よくいただく質問をまとめました

**Q** 弁護士に依頼すると、慰謝料額が増えるって本当ですか？

**A** 本当です。  
一般的に保険会社の基準は、弁護士が基準としているものより低い金額で提示をされます。弁護士基準で交渉を進めることによりご自身で交渉をするよりも金額アップが見込めます。

**Q** 弁護士費用が払えるか不安です。

**A** ご自身やご家族の損害保険、もしくはご加入中の火災保険などに弁護士特約はついていませんか？  
弁護士特約を利用すれば、弁護士に依頼した際にかかった相談料や示談交渉、裁判などの費用が最大300万円(※)ほど保険から補償されますので、弁護士費用が掛からずに依頼することも可能です。

※補償金額は保険会社によって変わります。



**Q** 依頼した後、私は何かすることはありますか？

**A** 手続き書類の作成や交渉などはすべて弁護士がおこないますので、基本的に依頼者の方は当事務所からの報告をお待ちいただくだけで大丈夫です。

**Q** 弁護士にはいつ相談に行けばいいですか？

**A** ご相談・ご依頼はいつでも可能です。多くの方は治療中からご相談をいただき、症状固定前に依頼をいただいています。治療中から弁護士が介入することで、示談交渉に向けた準備をより入念に行うことができます。

**Q** 私は弁護士特約に加入していないので、費用を全額支払わないといけないのでしょうか？

**A** もしあなたが弁護士特約に加入していない場合でも、ご家族や同乗者の保険や、火災保険・医療保険など、自動車保険以外の保険の弁護士特約が利用できる場合がありますので、ぜひ確認してみてください。

